

別表 1 景観誘導基準

1. 共通事項

<p>(1) 本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するように努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。</p> <p>(2) 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の景域別景観まちづくり方針に基づいた計画・設計を行う。</p> <p>(3) 景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドライン等を取り入れた設計・計画に努める。</p>

2. 建築物

(1) 住居系用途地域(都市計画法第8条の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域に定められている地域以外の地域)

1. 全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
2. 屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3. 外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(3) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(4) 色彩の氾濫を防ぐ
	(5) アクセントカラーは、各立面の1/20以内とする
	(6) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(7) 歴史的な景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4. 屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5. 敷地	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6. 駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7. 植栽	緑の保全と育成に努める

(2) 商業系用途地域(都市計画法第8条の規定により近隣商業地域、商業地域に定められている地域)

<p>1.全体計画 ・配置等</p>	<p>(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める</p> <p>(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するよう努める</p> <p>(3) 商業施設の場合は敷地の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める</p> <p>(4) 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める</p>
<p>2.屋根の形態 意匠及び素材</p>	<p>周辺と調和する屋根の意匠形態に努める</p>
<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する</p> <p>(2) 単調にならないよう工夫する</p> <p>(3) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる</p> <p>(4) アクセントカラー以外の色彩は別表2による</p> <p>(5) 色彩の氾濫を防ぐ</p> <p>(6) アクセントカラーは各立面の1/10以内とする</p> <p>(7) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする</p> <p>(8) ミラーガラスの使用は周囲との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける</p> <p>(9) 歴史的な景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する</p>
<p>4.屋上工作物等 ・附帯設備</p>	<p>(1) 乱雑にならないよう配慮する</p> <p>(2) 夜間景観に配慮する</p>
<p>5.敷地</p>	<p>ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める</p>
<p>6.駐車・駐輪場、 ごみ置場</p>	<p>道路からの見え方に配慮する</p>
<p>7.植栽</p>	<p>緑の保全と育成に努める</p>

(3) 工業系用途地域(都市計画法第8条の規定により準工業地域又は工業地域に定められている地域)

1.全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
	(3) 商業施設の場合は敷地の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める
	(4) 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(3) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(4) 色彩の氾濫を防ぐ
	(5) アクセントカラーは各立面の1/5以内とする
	(6) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(7) ミラーガラスの使用は周囲との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける
	(8) 歴史的な景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5.敷地	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

3.工作物

1.周辺との調和に配慮する
2.圧迫感の低減に努める
3.色彩は別表2による

4.開発行為

1.周辺との調和に努める
2.緑の保全と育成に努める

5.屋外広告物

1	周辺景観の特徴を読み取り、まちなみに調和するデザインを施す。
2	まちなみに適した必要最小限の大きさとする。
3	建築物又は設置する場所と一体的なデザインを施す。
4	建築物の外壁に調和し、安全で耐久性のある材質を使用する。
5	設置する数量を極力少なくする。
6	複数設置する場合は、統一感を持たせること。
7	表示する情報量の整理に努める。
8	表示する文字、図柄などは、良質なデザインを施す。
9	色数は極力少なくし、色相はコントラストの強い配色を避ける工夫をする。
10	まちなみと調和する夜間景観とし、照明の数量や光源の見え方にも配慮する。